

## 本市職員による人権侵害事象について

## ○ 本市職員による差別落書事象

## (1) 概要

平成 31 年 3 月、公共交通機関の施設において、本市職員が複数回にわたり同和問題（部落差別）に関する差別的な内容の落書きを行ったとして、警察署の取り調べを受け、令和元年 5 月に地方検察庁に書類送検された。

## (2) 取組み

## ア 大阪市人権行政推進本部長（市長）通知

差別落書事象（器物損壊）について（下記通知のとおり）

## イ 同和問題（部落差別）研修の実施

差別事象の再発防止にむけた周知徹底

(ア) 次の研修について、従前のカリキュラムに本事象を踏まえたカリキュラムを加えた。

- ・ 所属別人権問題研修 係長以下（令和元年度）
- ・ 人権問題指導者研修 課長代理昇任 2 年目職員（令和元年度）
- ・ 人権問題管理者層研修 課長代理以上（令和元・2 年度）

(イ) 新たに同和問題（部落差別）に関する全職員向け e ラーニングを実施。

令和元年 8 月 9 日

各 所 属 長 様

（各所属人権行政推進本部員様）

大 阪 市 長

（大阪市人権行政推進本部長）

差別落書事象（器物損壊）について（通知）

本市においては、「人権尊重の社会づくり条例」を制定し、差別のない人権が尊重される社会の実現に向け、広く市民の皆様に向けて様々な取組を進めてきているところである。

また、職員に対しては、様々な機会を通じて同和問題（部落差別）をはじめとするあらゆる人権課題について人権問題研修を実施することにより、職員の理解を深め、人権意識の向上に取り組んできた。

しかしながら、平成 31 年 3 月、公共交通機関の施設内において、本市職員が同和問題（部落差別）に関する差別的な内容の落書き（器物損壊）を行ったという事案が警察の捜査により発覚し、現在、大阪地方検察庁に書類送検されている状況である。

こうした非遵行為は到底看過できず、今一度、ひとりの行為が本市の人権行政ひいては市政全体に対する信頼をも傷付けるということを全職員が認識するとともに、職員は率先して人権行政を推進していくべき立場であるとの自覚をもって、断固たる姿勢で差別事象の根絶に取り組んでいかなければならない。

今後、実施予定である人権問題管理者層研修や全職員を対象とした e - ラーニングを活用した人権問題研修などを通じて同和問題（部落差別）についての一層の理解を図るとともに、各所属で実施される人権問題研修などを通じて再発防止についての周知徹底を図ってもらいたい。

各所属においては、人権を侵害するような行為を許さないという視点を常に持ち、こうしたことを二度と発生させないという強い決意のもと、指導を徹底するよう指示するものである。